

今後の共同実施(共同学校事務室)の研究について

平成21年度 岐阜教育事務所管内で始まった「学校事務職員の学校間連携」をきっかけに、県下各地でさまざまな形で「学校間連携(共同実施)」が行われるようになりました。その後県事研では、学校運営の支援を目的とし、適正且つ円滑な事務執行、事務機能の強化、事務処理体制の確立を目指し、平成 23 年3月に「学校間連携モデルプラン」を策定・発信し、その推進に取り組んできました。

平成24年度には「学校運営支援室」を岐阜県型の共同実施とし、その推進と確立を研究の重点とし活動してきました。平成 25 年3月には子どもたちの豊かな育ちを実現する学校事務という学校に軸足を置いたスタンスを継続し、学校経営に主体的に参画する職としての確立を踏まえて「学校間連携モデルプラン」を発展させた岐阜県型共同実施「学校運営支援室モデルプラン」を提案いたしました。

これまで様々な場で学校運営支援室の重要性を皆様にお伝えし、広め隊を派遣するなどその設置に力を入れてきました。県校長会、県教委との懇談会においても、強く学校運営支援室の設置に対する理解をお願いしてきました。

このように、「学校運営支援室」の取り組みを県全体に広め進めることで「子どもたちの豊かな育ちを実現する学校事務」を実現する体制ができると考え、研究をすすめてきました。

10年に渡るこうした活動により、令和5年4月現在、県内における岐阜県型共同実施「学校運営支援室」の設置状況は、33 郡市町村、これは学校数・事務職員数にして県全体の半数以上、市町村数では約 8 割以上で設置されている状況となりました。

また、学校運営支援室という形態に限らず、複数の事務職員が集まり共同し学校事務を行っている市町村は、県内のほぼ全域となりました。

みなさまの理解とご協力、またご尽力があつてこそここまで広めることができました。ありがとうございました。

共同実施については、平成29年4月に地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)が改正され、学校事務の共同実施が制度化されました。また令和2年7月には文部科学省より「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」が通知されました。

これらを踏まえて岐阜県教育委員会において、令和3年10月6日「市町村立小中学校事務職員の標準的職務内容の改正について(通知)」が通知されました。この通知のなかでは県も国の動きに合わせて共同実施組織を「共同学校事務室」という名称で明記がされました。

そして令和4年10月6日には「岐阜県「市町村(組合)立小中学校等事務職員のキャリアステージ」における育成指標」が通知されました。この指標の中でも「共同学校事務室」が明記されています。

「共同学校事務室」が法制度化されたことを受け、県事研では検討を重ね、学校運営支援室が

全県で 8 割を超えたことで岐阜県型共同実施である「学校運営支援室」の設置を推進する活動はある程度達成されたと考え、「設置」を推し進める活動については区切りをつけることとしました。

来年度以降は県や国が明記している「共同学校事務室」の「充実」に向けての研究や研修を行っていく活動に移行することとします。

こういった共同で何かを成すために、組織で働く人材を育てることは、共同学校事務室や共同実施組織にとって必要不可欠です。また、共同学校事務室のリーダーにとって組織を運営する・マネジメントする、人材を育成する能力は重要な資質となります。

こういった能力を会員の皆さまに身につけていただくことが共同学校事務室を充実させることにつながると考え、来年度以降、共同実施を推進する活動から、「組織で働くための資質能力を身につけるための活動」に重点を置くこととします。

平成30年に提案させていただいたグランドデザインには、求められる資質能力知識が掲載されています。ここに描かれている目指す事務職員像に近づくための能力は、学校はもちろん共同学校事務室などの組織の中で必要不可欠な資質能力であると考えます。また、今年度実施した共同実施調査では室員及びリーダーを育成する研修を求めのご意見も多くおききしています。

そこで、組織で働く人材を育てるにはどのような活動を行うことが効果的かを考え、現時点で考えていることは次のとおりです。

・各地の共同学校事務室を支援するために、県内外の情報を収集し提供することや、横のつながりを強化するきっかけを提供するなどの共同学校事務室の「充実」のための活動。

・共同学校事務室の運営に関して、特に学校事務職員の課題である組織マネジメントの能力をつけるためにはどうしたらよいか、共同学校事務室のリーダーとして必要な資質能力についての研究など。

今後、研究する中で得られたものを、秋季研やリーダー研、スキルアップ研修などの研修を通じて皆様にお伝えしていけたらと思います。

また、県校長会や県教委へは育成指標に基づいた研修の実施の実現に向け働きかけを継続して行ってまいります。

進め隊につきましては、これまで学校運営支援室の充実を図るため活動を行ってきました。今後は県単位の研究会だからこそこできる市町村の枠を超えた活動を通して、情報提供などの形でみなさまの地域の共同実施組織がさらに充実するよう支援していきたいと考えています。

来年度以降の研究内容にかかわって、共同実施組織を指す名称として、国や県が示す「共同学校事務室」を使用していきますが、県事研が共同実施の要綱の変更や名称の変更を求めるとはありません。今後県教委から指示がある場合にはそちらに従っていただければと思います。

みなさんの地域の共同実施組織が充実することを心より願っております。